

電気需給約款（低圧）
【市場連動プラン】

（中国電力管内）

株式会社海響みらい電力

2026年4月1日制定

目次

第1章 総則	4
第1条（適用）	4
第2条（本約款の変更）	4
第3条（定義）	5
第4条（単位および端数処理）	6
第5条（法定書面の電磁的方法による交付）	6
第6条（定めのない事項）	6
第2章 契約について	7
第7条（電気需給契約の申込み）	7
第8条（電気需給契約の成立）	7
第9条（電気需給契約の単位）	7
第10条（供給の開始）	7
第11条（承諾の限界）	8
第3章 契約種別および料金	8
第12条（契約種別）	8
第13条（料金）	8
第4章 料金の算定および支払い	10
第14条（料金の適用開始の時期）	10
第15条（検針日）	10
第16条（料金の算定期間）	10
第17条（使用電力量等の計量）	10
第18条（料金の算定）	11
第19条（料金の支払義務および支払期日）	11
第20条（料金その他の支払方法）	11
第21条（延滞利息）	12
第5章 使用および供給	12
第22条（適正契約の保持）	12
第23条（託送供給に関する事項）	12
第24条（供給の停止等）	13
第25条（供給の中止または使用の制限もしくは中止）	13
第26条（損害賠償の免責）	14
第27条（設備の賠償）	14
第6章 契約の変更および終了	14
第28条（電気需給契約の変更）	14

第 29 条 (名義の変更)	15
第 30 条 (電気需給契約の廃止)	15
第 31 条 (需給開始後の需給契約廃止または変更に伴う料金および工事費の精算)	15
第 32 条 (解約等)	16
第 33 条 (電気需給契約廃止後の債権債務関係)	16
第 7 章 工事費の負担	16
第 34 条 (記録型計量器等の取付け)	16
第 35 条 (供給設備の工事費負担金)	17
第 8 章 その他	17
第 36 条 (反社会的勢力の排除)	17
第 37 条 (管轄裁判所)	18
第 38 条 (本約款の実施日)	18
別表 1 再生可能エネルギー発電促進賦課金	19
別表 2 非化石証書費	20
別表 3 標準料金表	21

第1章 総則

第1条（適用）

1. この電気需給約款（低圧）（以下「本約款」といいます。）は株式会社海響みらい電力（以下「当社」といいます。）が、当社所定の方法によって申込みをいただいた低圧で電気の供給を受けるお客様（以下「お客さま」といいます。）に対し、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して、二酸化炭素排出量をゼロとすることができる環境負荷の低い再生可能エネルギー由来の電気を供給するときの標準的な電気料金とその他の供給条件等を定めたものです。
2. 本約款は、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島には適用いたしません。

第2条（本約款の変更）

1. 当社は、一般送配電事業者が定める託送供給等約款が改定された場合、法令、条例、規則等が改正された場合、経済情勢の変更が生じた場合、消費税および地方消費税の税率が変更された場合、燃料費等が高騰した場合、その他当社が必要と判断した場合には、本約款を変更することがあります。この場合、当社はあらかじめ変更後の本約款の内容およびその効力発生時期を当社が適切と判断した方法により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、料金その他の条件は変更後の約款によります。
2. 本約款の変更に伴い、当社が、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾するものとします。
 - (1) 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し記載します。
 - (2) 契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
 - (3) 上記にかかわらず、本約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更を伴わない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないこととします。

第3条（定義）

本約款における用語の定義は、それぞれ次の各号のとおりとします。

(1) 低圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

(2) 電灯

LED、白熱電球、蛍光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(3) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(4) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(5) 負荷設備

お客さまが使用できる負荷設備をいいます。

(6) 契約主開閉器

契約上設定される遮断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路を遮断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(7) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。

(8) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(9) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(10) 使用電力量

お客さまが使用した電力量であり、一般送配電事業者が設置した記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で計量された 30 分ごとの値をいいます。

(11) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(12) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

(13) 託送供給等約款

一般送配電事業者が、電気事業法第 18 条第 1 項に基づき経済産業大臣の認可を受けた

託送供給約款または経済産業大臣に届け出た託送供給約款をいいます。

(14) 契約締結前の書面交付

電気事業法第2条の13に定める電気料金その他供給条件が記載された書面の交付をいいます。

(15) 契約締結後の書面交付

電気事業法第2条の14に定める電気料金その他供給条件が記載された書面の交付をいいます。

(16) 記録型計量器等

記録型計量器および記録型計量器以外の計量器の総称をいいます。

(17) 非化石証書

経済産業省およびその委託を受けた一般社団法人日本卸電力取引所が運営する、非化石価値（高度化法の非化石電源比率算定時に計上できる価値）、ゼロエミ価値（温対法上のCO₂排出係数が0kg-CO₂/kWhである価値）および環境表示価値（小売電気事業者が需要家に対して付加価値を表示・主張することができる価値）を有する証書をいいます。

第4条（単位および端数処理）

本約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次の各号のとおりとします。

- (1) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペア（kVA）とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約電力の単位は、1キロワット（kW）とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、動力契約については、算定された値が0.5キロワット以下となるときには、契約電力を0.5キロワットといたします。
- (3) 使用電力量の単位は1キロワット時（kWh）とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、30分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。
- (4) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入とします。
- (5) 料金その他計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てとします。

第5条（法定書面の電磁的方法による交付）

当社は、電気事業法その他法令に基づきお客さまに交付する書面について、電子メールの送信またはインターネット等の電気通信回線を通じて閲覧に供する方法により提供を行うものとし、お客さまはこれをあらかじめ承諾するものとします。

第6条（定めのない事項）

本約款に定めのない事項は、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。

2. 当社は、お客さまの電気需給契約の申込みを承諾したときには、必要に応じてお客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
3. 天候、用地事情等やむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給することができないことが明らかになった場合には、当社は、お客さまに対し、その理由をすみやかにお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、新たに需給開始日を定めて電気を供給いたします。

第 11 条（承諾の限界）

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に廃止しているものを含む他の電気需給契約の料金が、支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、電気需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

第 3 章 契約種別および料金

第 12 条（契約種別）

1. 契約種別は、以下のとおりといたします。
 - (1) 電灯
低圧での連系で、電灯または小型機器を使用する需要に適用いたします。
 - (2) 動力
低圧での連系で、動力を使用する、契約電力が 50kW 未満の需要に適用いたします。
2. 契約方法は「実量契約（スマートメーターで計測した過去 1 年間（その月と前 11 か月）の各月の最大需要電力のうち最も大きい値を契約電力として決定する契約方法となります。）」とします。街路灯など、30 分単位の電力量データの取得が技術的に不可能な機器契約の場合は、本約款では契約不可といたします。

第 13 条（料金）

料金は、以下の各号に定める基本料金、電力量料金、市場価格調整額、別表 1 によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表 2 によって算定された非化石証書費の合計といたします。

(1) 基本料金

別表 3 に定める基本料金単価および仕様書または契約書に定める契約電流、契約容量または契約電力に基づき、次の計算式により算定した金額を 1 か月の基本料金とします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額とします。

基本料金 = 基本料金単価 × (契約電流、契約容量または契約電力)

(2) 電力量料金

別表 3 に定める電力量料金単価および 1 か月の使用電力量を用いて、次の計算式により算定した金額を 1 か月の電力量料金とします。

$$\text{電力量料金} = \text{電力量料金単価} \times \text{使用電力量}$$

(3) 市場価格調整額

市場価格調整額は、一般社団法人日本卸電力取引所（以下「JEPX」といいます。）のスポット市場価格（以下「市場価格」といいます。）により変動します。お客さまの需給地点を管轄するエリアの時間帯別の市場価格（以下「市場価格の 30 分値単価」といいます。）と市場価格の 2023 年度平均に基づき当社が設定した価格（以下「当社指定の単価」といいます。）との差分による市場価格調整単価を用いて以下の式により算出します。

ただし、市場価格の単価は 27.5 円/kWh（税込）を上限とし、それを超えた部分は当社負担とします。加算または減算の算定については、次の①条件 1（加算の場合）および②条件 2（減算の場合）にて定めるものとします。ただし①条件 1（加算の場合）および②条件 2（減算の場合）のどちらも該当しない場合は、市場価格調整額は 0 円とします。

$$\text{市場価格調整額} = (\pm \text{市場価格調整単価}) \times \text{使用電力量}$$

① 条件 1（加算の場合）

$$\text{市場価格の 30 分値単価} > \text{当社指定の単価}$$

② 条件 2（減算の場合）

$$\text{市場価格の 30 分値単価} < \text{当社指定の単価}$$

第4章 料金の算定および支払い

第14条（料金の適用開始の時期）

料金は、電気需給契約の成立後に供給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責に帰すことのできない事由によって供給が開始されない場合を除き、供給開始日から適用します。

第15条（検針日）

1. 電気の検針は、月ごとに一般送配電事業者が行います。
2. 月ごとの電気の検針日は、お客さまの属する区域に応じて一般送配電事業者が定めます。
3. 一般送配電事業者は、記録型計量器等の故障や非常変災等の特別な事情がある場合には、月ごとに電気の検針を行わないことがあります。この場合、電気の検針を行わない月については、一般送配電事業者があらかじめ定めた電気の検針日に電気の検針を行ったものとしします。

第16条（料金の算定期間）

1. 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）としします。ただし、お客さまが供給地点を新たに設定し、または供給地点を廃止させる場合の料金の算定期間は、その供給地点を新たに設定した日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から廃止日の前日までの期間としします。
2. 一般送配電事業者が記録型計量器等により計量する場合であらかじめお客さまに電力量計の値または30分最大需要電力計の値が記録型計量器等に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせしたときは、料金の算定期間は、1にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が終了した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から終了日の前日までの期間といたします。

第17条（使用電力量等の計量）

使用電力量等の計量は以下各号のとおり行い、その結果は、各月ごとに一般送配電事業者から当社に通知（電気需給契約が廃止した場合は、原則として廃止日における電力会社からの当社への通知）があった後、検針日または計量日の属する月または翌月にお知らせいたします。

- (1) 使用電力量の計量は、一般送配電事業者の設置する計量器の場合は供給電圧と同位の電圧で30分単位で計量するものとしします。
- (2) 記録型計量器等の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、お客さまと当社との協議によって定めます。

- (3) 最大需要電力の計量は、一般送配電事業者が設置する 30 分最大需要電力計によるものといたします。

第 18 条（料金の算定）

1. 料金は、次の場合を除き、算定期間を「1 月」として算定するものとします。
 - (1) 電気の供給を開始し、または電気需給契約が廃止した場合
 - (2) 契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合
2. 本条 1 項第 1 号または第 2 号の場合は、次により料金を算定します。
 - (1) 基本料金は、次の算式により日割計算をしたものを読み替えます。
選択した電気料金メニューまたは電気需給契約に定める 1 月の基本料金 × (日割計算対象日数 ÷ 計量期間等の日数)
 - (2) 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量により計算します。
 - (3) (1) または (2) によりがたい場合は、これに準じて算定します。
3. 本条第 1 項第 2 号の場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および終了日を除きます。また、本条第 1 項第 2 号の場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。
4. 料金は、電気需給契約ごとに契約書面に定める料金を適用して算定するものとします。

第 19 条（料金の支払義務および支払期日）

1. お客様の料金の支払義務が発生する日は検針日といたします。ただし、本約款第 17 条第 1 項第 2 号の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。また、電気需給契約が廃止した場合は、廃止日といたします。
2. 料金の支払期日は、支払い請求書の発行から 30 日以内とし、お客様は、当該支払期日までに料金を支払うものとします。ただし、当該日が金融機関の休業日の場合、支払期日は翌営業日とします。

第 20 条（料金その他の支払方法）

1. お客様は、料金については毎月、工事費負担金その他の支払いについてはその都度、お客様が指定する口座からの引き落とし、または電気需給契約に定める方法により、当社に支払うものとします。
2. 前項による支払いは、お客様の指定する口座から引き落とされたとき、または電気需給契約に定める支払方法による支払いが履行されたときをもって、当社に対する支払いがなされたものとします。

第 21 条（延滞利息）

1. 支払期日を経過してもお客さまが料金を支払わない場合、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。
2. 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年 2.5 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とします。）を乗じて得た金額とします。なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は 1 円とし、端数については切り捨てるものとします。
3. 延滞利息は、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払うものとします。

第 5 章 使用および供給

第 22 条（適正契約の保持）

当社は、需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、お客さまにすみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

第 23 条（託送供給に関する事項）

当社は、電気を供給するにあたっては、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づき、一般送配電事業者が維持、運用する供給設備を介して電気を供給するものとし、お客さまは、託送供給等約款に定める以下の各号に定める事項について同意するものとします。

(1) 一般送配電事業者による需要場所への立入りによる業務の実施

当社および一般送配電事業者は、次の各号の業務を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合、お客さまは、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾するものとします。なお、お客さまの求めに応じ、業務の実施者は、所定の証明書を提示いたします。

- ① 需給地点の記録型計量器等需要場所内の電気工作物の設計、施工、改修または検査
- ② 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- ③ 計量値の確認
- ④ 本約款第 22 条または本約款第 23 条第 1 項第 2 号により必要な処置
- ⑤ その他本約款によって、電気需給契約の成立、変更もしくは廃止等に必要業務または当社および一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安確認に必要な業務

(2) 電気の使用にともなうお客さまの協力

- ① お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定はその原因となる現象が最も著しいと認める地点で行います。）には、お客さまは、自己の負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設するものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用するものとし、
 - a 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - b 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - c 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 - d 著しい高周波または高調波を発生する場合
 - e その他 a、b、c または d に準ずる場合
- ② お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用する場合は、前項に準ずるものとしたします。また、この場合、発電設備に関する技術基準、その他法令等に従い、かつ、一般送配電事業者の託送供給等約款とは別に定める発電設備系統連系サービス要綱に遵守して、一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続するものとしたします。

第 24 条（供給の停止等）

1. お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまに係る電気の供給の停止を一般送配電事業者に依頼することがあります。
 - (1) お客さまの責に帰すべき事由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
 - (2) お客さまの需要場所内の記録型計量器等もしくは電気工作物を故意に損傷し、または紛失して、当社および一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
2. お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまに係る電気の供給の停止を一般送配電事業者に依頼することがあります。
 - (1) お客さまの責に帰すべき事由により保安上の危険がある場合
 - (2) 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用した場合

第 25 条（供給の中止または使用の制限もしくは中止）

当社は、次の各号のいずれかの場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまの電気の使用を制限し、もしくは中止を求める場合があります。

- (1) 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ず

るおそれがある場合

- (2) 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
- (3) 非常変災の場合
- (4) その他保安上必要がある場合

第 26 条（損害賠償の免責）

1. 当社は、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できない場合、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。
2. 本約款第 25 条によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合、その原因が当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
3. 本約款第 24 条によって電気の供給を停止した場合、または本約款第 32 条によって電気需給契約を解約した場合もしくは電気需給契約が廃止した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。
4. 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責に帰すことのできない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。
5. 天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等不可抗力によってお客さまもしくは当社が損害を受けた場合、当社もしくはお客さまはその損害について賠償の責任を負いません。
6. 当社は、一般送配電事業者の責に帰すべき事由により被ったお客さまの損害について賠償の責任を負いません。

第 27 条（設備の賠償）

お客さまが故意または過失によって、需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、お客さまはその設備について次の金額を賠償するものとします。

- (1) 修理が可能である場合は、修理費
- (2) 亡失または修理が不可能の場合は、帳簿価額と取替工費との合計額

第 6 章 契約の変更および終了

第 28 条（電気需給契約の変更）

1. お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、第 2 章（契約について）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。ただし、電気の

需給契約を変更する場合（契約種別の変更を希望される場合を除きます。）の契約期間は、第 8 条（契約期間）にかかわらず、従前の契約期間といたします。

2. 契約種別の変更を希望される場合の変更後の料金適用開始の日は、原則としての変更後以降の最初の検針日といたします。

第 29 条（名義の変更）

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、電磁的方法、電話等により申し出ていただきます。

第 30 条（電気需給契約の廃止）

1. お客さまは、引越し（転出）その他のお客さまの都合により電気需給契約を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止を希望する日（以下「廃止希望日」といいます。）を定めて、当社所定の方法で当社に申し出るものとします。当社は、お客さまの申し出をもとに、一般送配電事業者に対して、廃止希望日に電気需給契約を廃止するために必要な手続きを行います。なお、以下の場合を除き、電気需給契約はお客さまが申し出た廃止希望日に廃止いたします。
 - (1) 当社がお客さまの廃止の申し出を、実際に使用を廃止した日以降に受けた場合は、原則としてその申し出を受け付けた日（当社が定める休日である場合には、その直後の当社が定める休日以外の日となります。）に廃止するものといたします。
 - (2) お客さまの廃止の申し出が当社に到達した日から廃止希望日までの期間が 1 か月未満であることまたは当社の責めに帰することができない理由（災害等不可抗力による場合を除きます。）により電気需給契約を廃止するために必要な処置ができない場合は、電気需給契約は廃止するための処置が可能となった日に廃止するものといたします。
2. お客さまは、当社との電気需給契約を廃止し、新たに他の小売電気事業者から電気供給を受ける場合には、新たに小売電気事業者に対し契約の申し込みをするものとします。当社は、当該小売電気事業者からの依頼を受け、お客さまと当社との電気需給契約を廃止するために必要な処置を行います。この場合、電気需給契約は、新たな小売電気事業者からお客さまへの電気の供給が開始される日に廃止いたします。

第 31 条（需給開始後の需給契約廃止または変更に伴う料金および工事費の精算）

お客さまが契約電流、契約容量、契約電力を新たに設定しまたは増加された後 1 年に満たないで電気需給契約を廃止させる場合もしくはお客さまが契約電流、契約容量、契約電力を減少しようとする場合において、当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から

料金および工事費の精算を求められる場合は、お客さまは、その精算金を当社に支払うものとします。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

第 32 条（解約等）

お客さまが次の各号のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気需給契約の解約をする場合があります。なお、この場合には、解約の 15 日前までに通知いたします。

- (1) 支払期日を経過してもお客さまが料金を支払わない場合
- (2) 支払期日を経過してもお客さまが他の電気需給契約（既に廃止しているものを含まれます。）の料金を支払わない場合
- (3) 電気需給契約によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、工事費負担金その他電気需給契約から生ずる金銭債務をいいます。）を支払わない場合
- (4) 本約款第 24 条によって電気の供給を停止されたお客さまが、一般送配電事業者が定めた期日までにその理由となった事実が解消されない場合
- (5) お客さまが、本約款第 30 条第 1 項による通知を行わず、需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合
- (6) お客さまが次の各号のいずれかに該当する場合
 - ① 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算もしくはその他の倒産関連法規に基づく手続開始の申立て、または解散の決議を行った場合
 - ② 仮差押え、仮処分の申立てを受けた場合
 - ③ 手形不渡り処分を受けた場合
 - ④ 電子交換所による取引停止処分を受けた場合
 - ⑤ お客さまが当社に対し通知した内容が事実とは異なることが判明した場合
 - ⑥ 本約款および託送供給等約款、関連法令・条例・規則等に反した場合
- (7) お客さまがその他本約款に違反した場合

第 33 条（電気需給契約廃止後の債権債務関係）

電気需給契約の契約期間中に生じた料金その他の債権債務は、電気需給契約の廃止によっては消滅しないものとします。

第 7 章 工事費の負担

第 34 条（記録型計量器等の取付け）

1. 料金の算定上必要な計量器（電力量計、30 分最大需要電力計、無効電力量計等をいいます）、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器箱、変成器の 2 次配線、通信装置、通信回線等をいいます）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます）

は、原則として一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、変成器の 2 次配線等の特に必要な最低限以上の費用を要するものについては、お客さまの所有とし、お客さま負担で取り付けさせていただくことがあります。

2. 計量器、その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検針、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし、お客さまと当社もしくは一般送配電事業者との協議によって定めます。
3. 計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。また、1 によりお客さまが施設するものについては、当社および一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。
4. お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、お客さまは実費相当額を支払っていただくものとします。
5. お客さまが契約電力を変更される場合で、これに伴い新たに受電電力量の計量に必要な計量器、その付属装置、および区分装置を取り付けるときは、お客さまは実費相当額を支払っていただくものとします。

第 35 条（供給設備の工事費負担金）

お客さまが契約電力を増加される場合で、これにともない新たに供給設備の工事が必要となる場合、または、契約電力等の増加にともなわず、お客さまの希望によって供給地点への一般送配電事業者の供給設備を変更する場合において、一般送配電事業者から託送供給等約款に基づく工事費の負担を求められたときは、お客さまはその負担金を支払うものとします。

第 8 章 その他

第 36 条（反社会的勢力の排除）

1. お客さまは、自己（自己が法人の場合は、代表者、役員または実質的に経営を支配する者）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力団等その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）および以下の各号のいずれか一にでも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
 - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること

- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. お客様は、自らまたは第三者を利用して、以下の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを表明し、保証します。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 当社は、お客様が第1項または前項に違反した場合は、お客様が当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を喪失させ、また、通知または催告等何らの手続を要しないで直ちに電気需給契約を解除することができるものとします。この場合、当社は、解除されたお客様の受けた損害について、一切の賠償の責めを負わないものとします。

第37条（管轄裁判所）

お客様との電気需給契約に関する一切の紛争については、訴額に応じて、お客様または当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第38条（本約款の実施日）

本約款は 2026 年 4 月 1 日より施行するものとします。

別表 1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とします。

2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

- (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 か月の使用電力量に前項に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定するものとします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てとします。

別表 2 非化石証書費

1. 非化石証書費の算定

1 か月の使用電力量を用いて以下の計算式により算定される金額とします。

$$\text{非化石証書費} = \text{使用電力量} \times \text{非化石証書単価}$$

2. 非化石証書単価

算定に使用する非化石証書単価は以下のとおりとします。

使用電力量 1 キロワット時につき	0 円 00 銭
-------------------	----------

※非化石証書は JEPX が管理する非化石価値取引市場での取引によって購入するものであるため、十分な量を調達できない場合があります。

3. 非化石証書単価の改定

当社は、非化石証書の調達価格の大幅な変更等により、非化石証書の調達が困難になった場合、その他、当社が必要と判断した場合は、毎年 4 月 1 日時点において、非化石証書費の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、その内容を改定することが出来るものといたします。

別表 3 標準料金表

1. 基本料金単価

1月当たりの基本料金単価は、電力供給地点管内の一般送配電事業者の託送供給等約款に定めるものを基準とし、次表のとおりに定めるものとする。その金額には、消費税および地方消費税相当額を含むものとします。

区分		単位	基本料金単価 (円/kVA・kW)
電灯	最初の 6kVA まで	1 送電サービス	326 円 70 銭
	6kVA をこえる 1kVA につき	1kVA	108 円 90 銭
動力		1kW	568 円 70 銭

※まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額とします。

2. 電力量料金単価

1月当たりの電力量料金単価は、電源調達費、託送従量料金単価、事業運営費の合計とし、それぞれ次の表に定めるものとします。その金額には、消費税および地方消費税相当額を含むものとします。

(1) 電源調達費

当社指定の方法により算出したものとします。ただし経済情勢の変化や燃料費等が高騰した場合等、その他当社が必要とした場合には変更する場合があります。

(2) 託送従量料金単価

電力供給地点管内の一般送配電事業者の託送供給等約款における電灯標準接続送電サービスもしくは動力接続送電サービスに定めるものとします。

(3) 事業運営費

一律 9.9 円/kWh (税込み) とします。

区分	電力量料金単価 (円/kWh)
電灯	29 円 65 銭
動力	26 円 63 銭

以上